



消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情



【陳情項目】

消費税のインボイス制度の実施を当面延期するよう求める意見書を政府に提出してください。

【陳情理由】

輸入資材不足の事態や、新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中、2023年10月1日から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は売上にかかる消費税から仕入・経費にかかる消費税を差し引いた(仕入税額控除)金額を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者との取引はインボイスが発行できないため、納付する消費税額の増加を招きます。売上が1000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者が取引から排除されることが予想されます。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなります。

コロナ禍で時短・営業の自粛を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていくうえでも、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。中小企業・自営業者、フリーランスに多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は当面延期すべきです。

消費税制は政府の決議事項ではありますが、地方自治法99条の規定により市内経済の状況を熟知している藤沢市議会が政府へ意見を述べる事は大きな意義のある事です。消費税のインボイス制度の実施を当面、延期するよう、意見書を提出することを陳情します。

2022年 5月 18日

住 所 藤沢市藤沢 2-1-3

団体名 湘南民主商工会

氏 名 東 剛史郎



藤沢市議会議長

佐 賀 和 樹 様